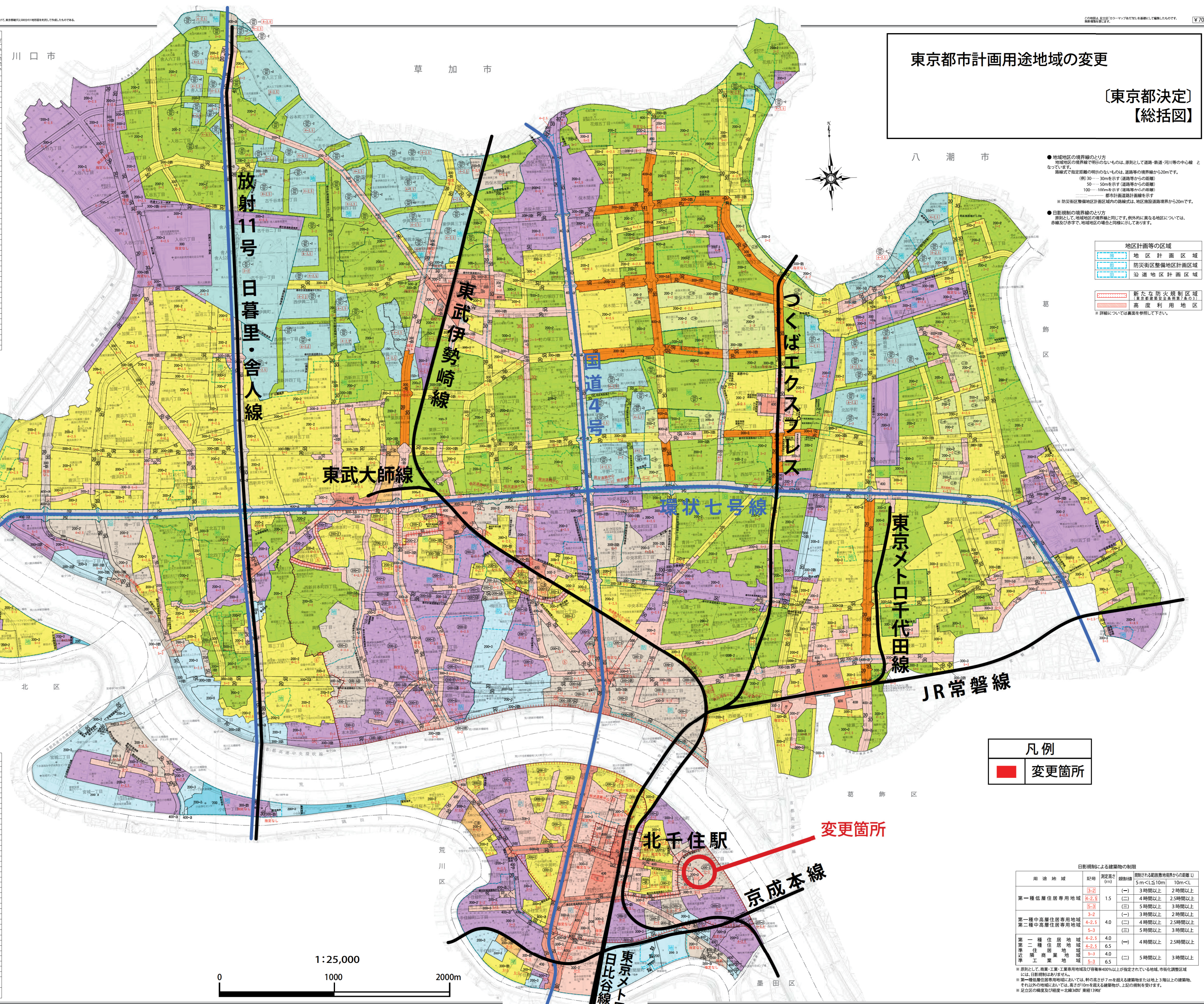


色別	用途地域地区	記号	建築準則	高度地区	防火地区	容積率	建ぺい率	備考
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	150-1	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	0.4	1.25	建築高さ10m
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	200-1	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	0.4	1.25	建築高さ10m
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	200-2	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	0.6	1.25	建築高さ10m
第一種住居地域	第一種住居地域	300-1	第一種住居地域	第一種住居地域	第一種住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
第二種住居地域	第二種住居地域	300-2	第二種住居地域	第二種住居地域	第二種住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
準住居地域	準住居地域	400-1	準住居地域	準住居地域	準住居地域	0.4	1.25	建築高さ10m
近隣商業地域	近隣商業地域	500-1	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
商業地域	商業地域	600-1	商業地域	商業地域	商業地域	0.6	1.5	建築高さ10m

色別	用途地域地区	記号	建築準則	高度地区	防火地区	容積率	建ぺい率	備考
第三種住居地域	第三種住居地域	300-3	第三種住居地域	第三種住居地域	第三種住居地域	0.6	1.5	建築高さ10m
準工業地域	準工業地域	400-2	準工業地域	準工業地域	準工業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
工業地域	工業地域	500-2	工業地域	工業地域	工業地域	0.6	1.5	建築高さ10m
工業専用地域	工業専用地域	600-2	工業専用地域	工業専用地域	工業専用地域	0.6	1.5	建築高さ10m
市街化調整区域	市街化調整区域	700-1	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	0.6	1.5	建築高さ10m



東京都市計画用途地域の変更
〔東京都決定〕
〔総括図〕

- 地域地区の境界線のとおり
地域地区の境界線で明示のないものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線と
なっています。
細線式で指定距離の明示のないものは、道路等の境界線から20mです。
(例) 30～30mを示す(道路等からの距離)
50～50mを示す(道路等からの距離)
100～100mを示す(道路等からの距離)
※ 防火地区整備地区計画区域の境界線は、地区施設設置境界線から20mです。
 - 日影規制の境界線のとおり
原則として、地域地区の境界線と同じです。例外に異なる地区については、
赤線及び赤字で、地域地区の種目と同様に示してあります。
- 地区計画等の区域
- | |
|--------------|
| 地区計画区域 |
| 防火地区整備地区計画区域 |
| 沿道地区計画区域 |
- 新たな防火規制区域
(東京都決定) (東京都決定)
- | |
|--------|
| 高度利用地区 |
|--------|
- ※ 詳細については裏面を参照して下さい。

凡例
変更箇所

用途地域	記号	高さ	規制	制限される建物の高さ(1)
第一種低層住居専用地域	(一)	3時間以上	2時間以上	5m以下
第一種中高層住居専用地域	(二)	4時間以上	2.5時間以上	10m以下
第二種中高層住居専用地域	(三)	5時間以上	3時間以上	15m以下
第一種住居地域	(四)	3時間以上	2時間以上	4-2.5
第二種住居地域	(五)	4時間以上	2.5時間以上	4-2.5
準工業地域	(六)	5時間以上	3時間以上	5-3
工業地域	(七)	5時間以上	3時間以上	5-3

※ 原則として、商業・工業・工業専用地域及び容積率400%以上の指定されている地域、市街化調整区域
には、日影規制はありません。
※ 第一種住居地域・第二種住居地域においては、軒の高さが7mを超える建築物は地上3階以上の建築物、
それ以外の地域においては、高さ10mを超える建築物が、上記の制限を受けず、
※ 法定の高度及び幅員(道路幅員) 制限10m